

令和5年度産業活性化住宅新築支援事業について

『産業活性化住宅新築支援事業』とは？

◎どんな内容なの？

七戸町内に「住まい用専用住宅・併用住宅」を新築する方に対して、町がその費用の一部を補助します。
なお、町外の方でも七戸町に新築し居住する場合は対象となります。

◎補助金の交付対象者は？

補助金の交付の申請を行う日までに次の項目にいずれも該当する方。

- ① 交付対象となる住宅に申請者が住民登録していること（新築の場合、補助金の請求を行う日までに申請者が住民登録していること）
- ② 町税等の滞納がないこと（町外の方は居住地の町税等）
- ③ 町内会・常会に加入していること
- ④ 暴力団の構成員、暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者

◎補助金の交付要件は？

七戸町の※登録施工業者と建築契約を交わし、令和5年4月1日以降に着工して、令和6年2月末までに完了すること。

ただし、次の項目は補助対象外となりますので、ご注意ください。

- ① 七戸町ナナイロぐらしマイホーム補助金対象事業
- ② 七戸町合併浄化槽設置整備事業費補助対象工事費
- ③ 外構工事等の附帯工事費

◎補助金の金額は？

契約額（税抜）の10%を補助します。（補助金上限：100万円）

※補助金額は1万円未満切り捨てとなります。また、補助金額の4分の1もしくは5万円のうち、いずれか低い金額を七戸商店会協同組合発行の商品券で交付します。

また、以下に該当する場合補助金額に加算して交付いたします。

- ① 申請者の年齢が39歳以下（加算額：20万円）
- ② 子供1人につき（18歳未満の実子）（加算額：5万円）
- ③ 転入者（令和2年4月1日以降に七戸町に転入した方又はこれから転入する方）（加算額：10万円）

※年齢の基準となる日は、住宅の建築契約の締結日、または令和5年4月1日時点とします。

～補助金の計算例～

	契約額（税抜）	×	補助率	=	補助決定額	⇒	現金	商品券
新築	16,000,000円	×	10%	=	1,000,000円	⇒	950,000円	50,000円
加算額					加算決定額			
①に該当					200,000円		200,000円	
②に該当	50,000円	×	2人	=	100,000円	⇒	100,000円	
③に該当					100,000円		100,000円	
合計							1,350,000円	50,000円

◎補助金の交付申請、申し込み手続きは？

○申請窓口：七戸建築連合組合（事務局）：七戸職業能力開発校内 電話 0176-62-2491

○申込受付期間：令和5年4月1日（土）から令和6年1月31日（水）まで

※令和5年4月1日以降に契約した※登録施工業者が契約主に代わり手続します。

※登録施工業者とは？

七戸建築連合組合に「令和5年度七戸町住宅支援事業参加施工業者」として登録した町内施工業者。

●七戸建築連合組合事務局：七戸職業能力開発校内 電話 0176-62-2491

■問い合わせ先 七戸町役場 建設課 電話 0176-62-6244（直通）